

## 意見交換会 議事概要

日時：2025年12月20日（土）

13：30～16：00

場所：岸町公民館 第1会議室

出席者：県教育局（以下、県教委）

依田高校改革統括監、魅力ある高校づくり課 曾川主幹

よりよい一女をつくる有志の会（在校生／卒業生の保護者、卒業生、  
以下、一女の会）計14名、卒業生書面参加者7名

司会、議事録：（一女の会）

### 1. 主催者挨拶：一女の会挨拶（要旨）

この議論が次の世代にどのような環境を残すのかという視点で考える必要があると思っている。

### 2. 県教委挨拶（要旨）：

今後の子供のことを考えて、今日は有意義な話し合いということで大変ありがたい。  
率直に私どもの考えをお伝えさせていただきながら、皆様方とお話し合いができれば、私どもにとって今後の教育行政に大変参考になるかと思っている。

### 3. 一女の会から意見書（別紙1）提出：（意見書読み上げ）

### 4. 意見交換

#### 【論点】

A.別学・共学は特色か？別学の意義・価値（別紙1. 11月19日の教育長発言に関する意見書3. より）

B.定時制は共学化の対象か？

C.共学化を推進する教育委員会の法的位置づけ、民意の反映、教育委員の選定

D.教育長発言（11/19）に対して（別紙1）

E.共学化推進の歴史

F.大きな政党の政策大綱の変遷（別紙1. 11月19日の教育長発言に関する意見書6. より）

G.卒業生の意見集に対する教育長・教育委員の受け止めについて（事前質問）

H.データの裏付けについて（別紙1. 11月19日の教育長発言に関する意見書2. より）

I.その他確認事項

【論点と主な議論抜粋】（議論の順通りではなく、論点としてまとめています）

A. 別学・共学は特色か？別学の意義・価値（別紙1. 11月19日の教育長発言に関する意見書3. より）

### 見書3. 関連)

#### <特色の考え方について>

【一女の会】別紙1. 教育長発言3. 「別学という枠組みを特色とは考えていない。」に関し、今回の共学化問題が始まる前から、魅力ある高校づくりを目指した中で、別学を特色、魅力の一つとして当然入っていたはずと思っていた。この点について議論がなかったが、いつ変わったのか？

【県教委】そこは多分認識がずれているかもしれない。別学と共学は教育環境の違いとして捉えている。別学・共学をいわゆる学びの特色としては捉えていない。それぞれの学校の特色はある。

男女同じ学びをしていこうという考え方を教育委員会は持っているので、男子校、女子校、共学で違う学びを提供しようと考えていないという意味で、教育委員会として、それを高校の特色として考えているわけではない。教育環境として、男子生徒だけ、女子生徒だけ、男女一緒にいるという環境の違いはあると考えている。そこのニュアンスの問題だと思う。

【一女の会】子供から大人まで事実上特色と考えていると思う。別学・共学を選択できるのは、埼玉県の高校の特色でもあると思う。

【県教委】広い意味では、教育環境の違いという意味では、教育環境の特色という意味では、そうかもしれない。

【一女の会】中学受験の学校案内では、特色の一つとして当然、男女別学・共学を柱としている。特色と考えないのは、教育委員会の思考回路的ではそうかもしれないが、世の中の常識からはおよそ遠いところにあると感じる。

#### <別学の意義・価値>

【一女の会】・別学校には価値がある。特に学力面、教育効果において。色々な豊かな人材を輩出している。

・他国の事例（別学への揺り戻しもあり）や教育学の観点、男女の脳の違い、発達段階の違い、性別のステレオタイプの排除、ネットワークの強さ、卒業生の実績等埼玉の文化財アセット、文化的富・価値があり、様々な観点から考えてもこれらを潰す意味がわからない。

・別学は埼玉県の文化、成長段階に応じた教育環境で学ぶことは、人格形成において、勉学に取り組む環境として、非常に意義深い。

【一女の会】・男子校も女子校も教育課程は同じ。男性は男性教育、女性は女性教育をしてほしいという意味ではなく、同じ教育を男子・女子の違った様式の中でそれぞれ追求していることを認めてほしい。別学は効果のある教育形態。

【県教委】脳の発育とか発達段階に応じて男女が違うからという話になると、それはあるかもしれないが、私どもはそこはそうではないという考え方。個人に注目していきたいと

思っている。

【一女の会】 決定に関わる教育委員の方は、それぞれの別学校が持つ文化的資産、校風、伝統、そういったものについてどのような考えをお持ちか。

【県教委】 伝統や資産は今後の子供たちにとってどう生かすのか、どうあるべきかであると考えており、これまでやってきたことを踏襲することが伝統とは考えていない。別学校の伝統も、歴史の中で柔軟に変わりながら築いてきたものと思う。

【一女の会】 共学、別学のバランスが良い現状を変える必要性を感じない。こっち側（共学化）に寄せようという、少し行き過ぎた判断があると感じる。

【県教委】 地域ごとにどのように学びの選択肢を用意するかなど総合的に考えていかなければならない。

## **B. 定時制は共学化の対象か？**

【一女の会】 県教委が共学化を推進する理由の中に、高校の3年間で始まる文がある。この高校の「3年間」ということは、全日制高校を念頭に置いたものと考えられる。4年制の別学の定時制課程は、共学化の対象外という理解でよいのか？

【県教委】 その文章は全日制を前提にした文章になっているという理解で結構だが、一方で、3年間というのは、定時制は対象外という趣旨ではない。全日制・定時制を分けた考え方を持っていない。その文章自体は全日制を前提にした文章となっている。

【一女の会】 そうであれば、この「3年間を」という全日制高校だけを対象にしたような文言はふさわしくないと思う。この「高校の3年間」という部分は、例えば「高校生活を」とか「高校時代を」という別の表現に置き換えても、十分通用する内容だと思う。それをわざわざ「3年間」と書いてあったので、これは全日制を念頭に置いていると理解した次第で、定時制に関しては、2024年1月の一女での意見聴取の際に、定時制の別学が貴重だという話が出たのはご記憶がおありだと思うが、私どもとしては共学化の対象外であればいいともちろん思っていた。今のお答えですと、4年制を含むのであれば、ここは「3年間を」というのはちょっと不用意な表現という印象を率直に申し上げる。「高校時代を」とか「高校生活を」とか、あるいは「3年または4年間」という風に言い直さないと定時制を分母から外しているように受け止められかねないと思う。

【県教委】 ご意見として承知した。

## **C. 共学化を推進する教育委員会の法的位置づけ、民意の反映、教育委員の選定**

意見書：県教育委員会の「共学化推進」の法的根拠の弱さについて（別紙2）

【一女の会】 1. 国の法律に「共学義務」は存在しない。教育基本法第5条は「男女共学は認められなければならない」と規定しているが、文部科学省の公式解説では、共学を禁止してはならないという意味であり、共学を義務づける趣旨ではないと明確に説明されており、国法上、共学化を義務として推進する根拠は存在しない。

【県教委】 その通り。国法は、別学を禁止していない。ただ一方で、教育基本法制定の際に理念として、共学がより適しているというのは文部科学省のホームページにある。

【一女の会】 2. 埼玉県男女共同参画推進条例は「理念法」であり、共学化の根拠にはならない。条例第9条二は「学校教育における男女共同参画を促進するよう努める」と規定するがこれはあくまで努力義務である。条例には、共学化、別学の禁止、共学推進の義務といった規定は一切存在しない。したがって、条例を根拠に共学化を義務的に進めることはできない。

【県教委】 共学化の根拠とはしていない。別学を問題にしたことはない。

【一女の会】 3. 教育委員会の権限は「管理・執行」に限定される。教育委員会の法的権限は、学校の管理、管理運営、教育課程の編成などに限定される。一方、「共学・別学の制度選択」は教育制度の本質にかかわる事項であり、法律や条例の裏付けなしに行政判断のみで義務化することはできない。

【県教委】 名称の変更を伴う共学化は、教育委員会の権限ではできない。生徒募集は、教育委員会規則による。学校の設置は条例で設置されている、教育委員会は「浦和第一女子高等学校」の名称を変更できない。名称（共学化）を変更するのは、知事の条例案に対して県議会での議決が必要。名称に性別が入っていない場合は、教育委員会規則で募集する生徒の性別が変更可能だが、予算や定数は条例で定められるので、学校の設置・運営は知事と議会の議決が必要。

【一女の会】 4. 共学化は「教育内容」ではなく「制度変更」であり、行政裁量の限界を超える。行政裁量は広く認められるが、住民の権利義務に重大な影響を与える制度変更、法律の根拠が必要な領域では裁量は大幅に制限される。共学化は、学校選択の自由、教育の多様性、別学という合法的教育形態の廃止を伴う重大な制度変更である。したがって、行政裁量のみで強行することは法的に脆弱である。

【県教委】 今まで共学化した際には、募集人員や性別について規定している教育委員会規則を改正して対応してきた。学校名の変更が必要な場合は、条例改正となる。

【一女の会】 教育委員会の皆様はそういう政策判断を実施するために、住民の意見反映及び合理的理由に関して、どのように実情把握をされているのか。

【県教委】 今日のこの場など。

【一女の会】 教育委員の皆様が合議される際に、県教委事務局が把握した意見はどのような形で教育委員に伝わるか。

【県教委】 教育委員には、寄せられた意見、アンケートその他すべて渡し、私の主観を入れずに伝えている。教育委員会でも報告している。

【一女の会】 5. 別学は国法上も認められており、違法性はない。国立大学付属、私立中高、公立中高の一部など、別学は全国で合法的に存在している。

【県教委】 おっしゃる通り。国に別学校があつて、法律で禁じられているものではない。

【一女の会】 6. 県教委の共学化方針は「政策判断」であり、法的義務ではない。政策判

断は、法律の裏付け、住民の意見反映、合理的理由が必要だが、共学化にはこれらの要件が十分に示されていない。

【県教委】法的義務ではなくて、政策判断だということは、おっしゃる通り。これは政策判断で間違いない。政策判断の要件が十分に示されていないというご意見については、ご理解をいただけるよう努力していく。

【一女の会】教育委員の選任の過程で、知事一人で決めているということだと、県民の様々な意見が教育委員の方々に満遍なく伝わっているのか。

【県教委】教育委員の任命については確かに知事が任命するが、議会の同意が必要なものである。

【一女の会】教育委員と直接お話することは可能か？

【県教委】できないことはないが、個別案件での話の例はない。様々な意見のある方、すべての団体から聞きましょうとなりかねず、効果的であるかもわからない。教育委員には私が主観をまじえずに、皆さんの意見を率直にお伝えするようにしており、それが良いと思う。

【一女の会】教育委員は、人格高潔で識見豊かな方が選任されるが、共学化に関する選任へのバイアスが入る懸念があり、大変心配である。

#### **D. 教育長発言（11/19）に対して ※一女の会からの補足**

11月19日の教育長発言に関する意見書（別紙1参照、下記1.～6.は教育長発言）

1. 社会で男女が協力するのは当然で、学校も社会と同じ環境がふさわしい。だから共学が望ましい。

【一女の会】「社会は男女で協力している」と「共学」が飛躍し過ぎて結びつかない。生徒たちも同様の感想。

2. (1.の根拠・データはと問われて) データの裏付けは必要ない。→H.項に記載

3. 別学という枠組みを特色とは考えていない。→A.項に記載

4. 今回の報告書については長時間かけて教育長含め教育委員6名で協議している。(議事録未公開)

【一女の会】議事録非公開等透明性が図られておらず、疑念を抱かざるをえない。ぜひ公開していただきたい。

5. 共学化推進にあたっては、アンケート、意見聴取、意見交換会などで県民の意見を丁寧に把握して、参考にしている(だから十分、の意か)

【一女の会】参考にしているは事実上無視という意味。受け止めてくださっているのはわかるが、結果的にそうなっているので、無視しないで、ぜひ汲んで反映いただきたい。

6. (大きな政党の) 県議会議員は県民の代表だから議員の意見はしっかり聞いていく必要がある。→ F. 項に関連事項を記載

7. 他県の共学化はまずかったところは確認できなかった。

【一女の会】一般レベルでは、大失敗だったという声もたくさん入って来る。特に、女子校の学力低下の話は多い。認識いただきたい。

## **E. 共学化推進の歴史**

【一女の会】GHQが愛国心を削ぐために主導した男女共学化の方針についての県教委の考えは？

【県教委】県教委の考えは、GHQや他国の影響を受けていない。今後の教育に、共学化の推進という方向性が必要という考えに基づいている。

【一女の会】これまでに共学化の推進の見直しはあったか？

【県教委】共学化の推進の教育委員会の考え方は、変わっていない。

【一女の会】この時点で、非常にこれを強く押し出してきた理由は何か。

【県教委】考え方は強くなったということはない。ただ、手法を変えた。学校が自ら考えていたのを教育委員会が県全体を俯瞰して、教育委員会が責任をもって主体的に共学・別学の議論も考えていくことにした。方針の見直しはなかった。

## **F. 大きな政党の政策大綱の変遷 (別紙 1. 11月19日の教育長発言に関する意見書 6. より)**

【一女の会】令和7年度：県立高校の共学化に向け、県教育委員会が主体性を持って計画的に推進する。令和8年度：県立高校の別学・共学のあり方については、県民の意見を踏まえつつ、特色や受験機会の均等、さらなる魅力づくりを考慮し、教育委員会が総合的かつ主体的に検討を進めること、と転換されているが、何かご存じか？

【県教委】変更は承知しているが、理由はわからない。意図などは推測が及ばない。

## **G. (事前質問) 卒業生の意見集に対する教育長・教育委員の受け止めについて**

【一女の会】麗風会(一女の同窓会組織)からの事前質問

2024年1月30日に一女で行われた意見聴取に際し、卒業生の意見集をお渡しました。それに対して、当年3月2日の意見聴取の場で、依田統括監からは受け止めをお聞きしましたが、教育長を含む教育委員の方々の受け止めはまだ伺っていません。一括したもので良いので、その方々の受け止めをお聞かせください。

【県教委】意見集に対して直接か否か確認でているわけではないが、おそらく意見集を踏まえた教育委員の発言だと思われるものをご紹介させていただく。

・アンケートについて、別学の良さがある、あるいはそこでしか自己を発揮できない生徒たちもいた。

・別学の存在意義、別学を選べる意義、それがニーズかもしれないが、その一端が教育委員会としては認識できたという発言が教育委員からあった。

・(また、その流れの中で) 別学のニーズとして、異性を気にすることなく、勉学に励むことができるのか、自己開示、自己発揮できるという意見があった。女子校では安心感と居場所となっているとの意見もあった。

・その結果、当初報告書の文案に別学校には「様々なニーズ」があるというふうに書いていたが、教育委員会の中でその文章の「様々」では弱いと思うので、もう少し具体的に書いてほしいという発言があり、皆さんからいただいたご意見を具体的に載せたりした。

・また別の時には、異性への苦手意識、恐怖心などの意見を尊重することと、男女共同参画教育を推進することとの関係について県として検討していく必要があるというような意見があった。

その他たくさんあるが、一女の意見集を元にしたのかどうなのかがちょっと確認できない部分もあるので、今紹介したものは、おそらくこれをもとにした発言だというふうに推定されたので、ご紹介をさせていただいた。

#### H. データの裏付けについて (別紙1. 11月19日の教育長発言に関する意見書2. より)

【一女の会】社会通念上、理由なしに変えるとか、データを示さずに説明するっていうのはおかしいと考える。アンケート結果や意見交換会の議事録を出しているとおっしゃるかもしれないが、先行他県の事例もたくさんあることから、教育委員会同士での分析情報も含めて良い点悪い点をきっちり示していただかないと、理解に繋がらないと思う。どうしてデータの裏付けが必要ないと考えるのか教えていただきたい。

【県教委】共学化を先行した県のデータはあり、報告書にも添付している。メリット、デメリットそれぞれを載せているが、ほとんどマイナスの話は出てこない。

【一女の会】メリット、デメリット両方を示して検討すべき。

【一女の会】データの裏付けが必要ないというのは疑念をいだかざるを得ない。

【県教委】教育長は、男女が一緒に学ぶ環境、共学の方がより社会に出た時に適しているのではないかということについてデータの裏付けが必要ないと言っている。その周辺にある様々なデータは取っている。

【一女の会】丁寧な説明が必要。また、今年の夏の中高生との意見交換会で、論点が異なる少子化と共学化をセットのように話をされていた。一女がなくなるのではと心配している人もいる。

【県教委】 県教委が共学化するために再編整備を仕掛けているみたいに考えられないようにしたつもり。

#### I. その他

- ・会場に出席できなかった卒業生の意見を書面（別紙3）で提出

#### <その他意見>

【一女の会】 共学化はどうしたら止められるか？

【県教委】 このような意見交換会で県教委に意見を届けることがよいと思う。

#### <添付資料>

別紙1. 11月19日の教育長発言に関する意見書

別紙2. 意見書：県教育委員会の「共学化推進」の法的根拠の弱さについて

別紙3. 卒業生書面参加者の意見